

産後ケア事業業務委託契約書（案）

茨木市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、産後ケア事業業務の委託について、次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条 甲は、茨木市産後ケア事業業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（処理方法）

第2条 乙は、別添の茨木市産後ケア事業実施要綱（令和元年10月1日実施。以下「要綱」という。）及び茨木市産後ケア事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、要綱及び仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。この場合において、甲は、乙又は第16条に規定する取扱責任者に対して指示するものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和〇年〇月〇日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、第1条の委託業務に対する委託料として、別表に定める利用料から利用者負担金を差し引いた額を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者（子会社を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づく承諾を得ようとする場合、あらかじめ、当該委託先において、甲が乙に求めた個人情報の適切な安全管理のための措置が図られることを確認し、その結果について、甲に書面で報告しなければならない。

3 乙は、第1項ただし書に基づく承諾を得たときは、当該委託先の業務実施状況を監督しなければならない。

（報告等）

第8条 甲は、委託業務の処理状況について乙（再委託先があるときは再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して随時に必要な報告を求めることができる。必要があると認めるときは乙に対して監査（調査を含む。）を行うことができる。

2 甲は、委託業務の実施について、乙又は第16条に規定する取扱責任者に対して必要な指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第9条 甲は、必要があるときは委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができるものとする。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託料の支払)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく実績報告書及び請求書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書及び請求書が正当であると認めるときは、請求のあった日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前項の規定による支払が遅れたときは、当該未払い額につき前項に規定する支払期限の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(履行遅滞等)

第11条 乙は、委託期間内に委託業務を完了することが困難となったときは、甲に対して遅滞なくその理由を記載した書面により委託期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

2 乙は、前項の場合において、その理由が乙の責めに帰すべきものであるときは、委託料につきその延長日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第12条 甲は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に違反したとき。

(2) 乙が、委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められたとき。

(3) 契約の履行につき、乙に不正の行為があったとき。

(4) 乙から次条に規定する事由によらないで契約解除の申出があったとき。

(5) 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第8条第1項第6号に規定する場合又は同項第7号に規定するときに該当するとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、違約金として金〇〇円を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第13条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により委託業務を完了することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項により損害を生じたときは、その損害を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。委託終了後も、また、同様とする。

(取扱責任者等)

第16条 乙は、委託業務における取扱責任者及び業務従事者を定め、業務従事者の管理体制及び実施体制とともに、甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項に定める者以外のものを委託業務に従事させてはならない。

(提供資料の保全等)

第17条 乙は、委託業務の履行に伴い甲が提供する個人情報その他の資料について、次の事項を守らなければならない。

(1) 複写及び複製を行わないこと。

(2) 委託業務の用途以外に使用しないこと。

(3) 第三者に提供しないこと。

(4) 保管、使用及び搬送に際しては、事故のないよう適正に行うこと。

(5) 漏えい、滅失、毀損等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに甲に報告するとともに、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を講じること。

(6) 作業場所を特定し、その作業場所から個人情報を無断で持ち出しはしないこと。

(7) 委託業務の終了後は、甲の指示に従い、甲が提供する個人情報その他の資料は返還又は破砕、溶解等、個人情報の復元又は判読が不可能な方法により消去すること。

2 乙は、甲が定める個人情報の安全管理に関する規程に準拠し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者に対する措置)

第18条 乙は、乙の従事者が第15条及び前条第1項に違反しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約に関する一切の紛争については、茨木簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市
茨木市長 福岡 洋一

乙 ○○○○○
○○○○○
○○○○○

別表

宿泊型

項目		利用料	利用者負担金	
			市民税非課税世帯 生活保護受給世帯	左記以外の世帯
基本料	1泊2日	55,000円	2,300円	5,500円
	1日追加	27,500円	1,150円	2,750円
多胎児加算額	1泊2日	1人につき 7,300円	1人につき 0円	1人につき 730円
	1日追加	1人につき 3,700円	1人につき 0円	1人につき 370円

通所型

項目		利用料	利用者負担金	
			市民税非課税世帯 生活保護受給世帯	左記以外の世帯
基本料	1日	18,000円	900円	1,800円
多胎児加算額	1日	1人につき 2,700円	1人につき 0円	1人につき 200円

情報セキュリティに関する特記仕様書

1 法令順守

乙は、以下のものを順守しなければならない。

- (1) 個人情報の保護に関する法律
- (2) 関係法令
- (3) 本市の条例、規則
- (4) 茨木市個人情報の適正な取扱いに関する基本方針及び取扱指針

2 セキュリティインシデント等の緊急事態の対応

- (1) 乙は、本委託業務に関し、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる情報の内容、件数、事故の発生場所及び発生状況を報告し、甲の指示に従わなければならない。
- (2) 乙は、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合に備え、甲及びその他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧並びに再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するための体制を整備しなければならない。
- (3) 甲は、本委託業務に関しセキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

3 提供資料の保全等

契約書第17条について、乙は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 資料等の利用者、作業場所及び保管場所の限定並びにその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での資料等の保管
- (3) 業務従事者以外の者が本業務で取り扱う電子データにアクセスできない環境の構築
- (4) 資料等を移送する場合の移送時の体制の明確化
- (5) 資料等を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況に係る確認及び点検
- (6) 次のセキュリティ対策を施したパソコンの利用
 - i パスワード等の認証の仕組み
 - ii 周辺機器のアクセス制限等のデータ持ち出し制限
- (7) 甲が所有するシステムを利用する場合、当該システムにおいて、甲が指定する種類又は範囲の情報以外の情報へのアクセスの禁止
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物での作業の禁止
- (9) 機密情報を含む電子データへの暗号化処理
- (10) 業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (11) 海外のデータセンター等、日本の法令が及ばない場所に電子データを保管することの禁止（甲が特に認める場合を除く）
- (12) OSやセキュリティ対策ソフトウェアの最新状態を保持すること等による、外部からの不正アクセス防止・情報漏えい防止策の実行

- (13) その他、委託の内容に応じて、提供資料の保全のために必要な措置
- (14) 上記項目の従事者への周知

4 ウイルス対策

乙は、ウイルス対策として、乙が調達し業務処理に用いる全てのサーバ及びクライアント端末（営業担当者が用いる端末等、事務処理に用いるものを含む。）に以下の措置を講じなければならない。

- (1) ウイルスの検知、リアルタイム保護、検疫機能などの機能を有するウイルス対策ソフトウェアを導入すること。
- (2) ウイルス対策ソフトウェアを常駐させること。
- (3) パターンファイルの更新については、パターンファイルが公開された時点で迅速に適用できる仕組みを用意すること。
- (4) ウイルス検出時には、利用者や情報セキュリティ担当者に迅速に通知する機能を持つと同時に、駆除・削除ができること。
- (5) 毎日、曜日指定、毎週、毎月等のスケジュールを作成し、定期的にウイルスチェックを行うこと。